

令和 6 年度

第 9 回千葉市農業委員会総会議事録

千葉市農業委員会

千葉市農業委員会総会議事録

令和6年12月13日、千葉市農業委員会会長 長谷部 衡平は、令和6年度第9回千葉市農業委員会総会を千葉中央コミュニティセンター8階 千鳥・海鷗に招集した。

議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について	13件
議案第2号	農地法第4条の規定による許可申請について	2件
議案第3号	農地法第5条の規定による許可申請について	10件
議案第4号	特定生産緑地に係る農業の主たる従事者証明願について	2件
議案第5号	千葉市農用地利用集積計画（案）の決定について	27件
議案第6号	農用地利用集積等促進計画（案）の意見について	9件

報告第1号	農地法第3条の3の規定による届出について	6件
報告第2号	農地法第4条第1項第7号の規定による届出について	14件
報告第3号	農地法第5条第1項第6号の規定による届出について	32件
報告第4号	農地法第18条第6項の規定による通知について	1件
報告第5号	農地法第3条の規定による許可処分の取消願について	1件
報告第6号	農地法第5条の規定による許可処分の取消願について	2件
報告第7号	地目変更登記に係る照会に対する回答について	15件

<出席委員>（15名）

1番 秋庭重樹	2番 石井一也
3番 小川友安	4番 長谷部 衡平
5番 芳澤和哉	8番 槁本 泉
9番 佐々木 貴史	10番 秋葉重雄
11番 大塚秀行	12番 脇田章子
13番 清宮惠理子	14番 小林直樹
15番 市原律子	16番 高橋芳和
17番 齊藤憲次	

<欠席委員>（2名）

6番 小島英男	7番 横山清亮
---------	---------

<事務局説明員>

事務局 長	渡部 義憲	次 長	森田 悟
次 長 補 佐	有富 裕和	農地活用班 長	佐々木 聡子
農地保全班 長	原田 賢一	農地審査班 長	高山 智裕
農地指導班 長	森末 豪		

事前審査第1班 (齋藤班長)	っており、幼少期においては実家の農業を手伝い、農作業に携わっていたとのことです。 将来においては、規模拡大を視野に入れ、取り組むとのことです。 申請地の取得後の作目は、オリーブを予定しております。 議案書の2ページをご覧ください。 次に第3項です。 お手元の資料13ページをご参照ください。 本案件は、権利者であります花見川区長作町に在住の方が、義務者であります、市川市柏井町1丁目に在住の方が所有する花見川区長作町の農地を、経営規模拡大のため、所有権の移転をするものです。 申請地の取得後の作目は、ネギを予定しております。 議案書の3ページをご覧ください。 次に第4項です。 本案件は、第5項と一体案件ですので、一括してご説明いたします。 お手元の資料14ページから15ページをご参照ください。 本案件は、権利者であります中央区生実町に在住の方が、義務者であります、同区同町に在住の方他1名が所有する同区同町の農地を、農地承継及び経営規模拡大のため、所有権の移転をするものです。 申請地の取得後の作目は、水稻、ラッカセイを予定しております。 次に第6項です。 お手元の資料16ページをご参照ください。 本案件は、権利者であります中央区南生実町に在住の方が、義務者であります、同区同町に在住の方が所有する同区同町の農地を経営規模拡大のため、所有権の移転をするものです。 申請地の取得後の作目は、ニンジンを用意しております。 議案書の5ページをご覧ください。 次に第7項です。 お手元の資料17ページをご参照ください。 本案件は、権利者であります中央区南生実町に在住の方が、義務者であります、同区同町に在住の方が所有する同区同町の農地を、経営規模拡大のため、所有権の移転をするものです。 申請地の取得後の作目は、ニンジンを用意しております。 次に第8項です。 お手元の資料18ページをご参照ください。 本案件は、権利者であります若葉区中田町に在住の方が、義務者であります、同区同町に在住の方が所有する同区同町の農地を、経営規模拡大のため、所有権の移転をするものです。 申請地の取得後の作目は、トマト、ナス、コマツナなどを予定してお
-----------------------------	---

事前審査第1班 (齋藤班長)	ります。 議案書の6ページをご覧ください。 次に第9項です。 お手元の資料19ページをご参照ください。 本案件は、権利者であります若葉区中野町に在住の方が、義務者であります、同区同町に在住の方が所有する同区同町の農地を、経営規模拡大のため、所有権の移転をするものです。 申請地の取得後の作目は、ニンジンを用意しております。 次に第10項です。 お手元の資料20ページをご参照ください。 本案件は、権利者であります若葉区中野町に在住の方が、義務者であります、船橋市宮本7丁目に在住の方が所有する若葉区中野町の農地を、経営規模拡大のため、所有権の移転をするものです。 申請地の取得後の作目は、ラッカセイを用意しております。 議案書の7ページをご覧ください。 次に第11項です。 本案件は、第12項、第13項と一体案件ですので、一括してご説明いたします。 お手元の資料21ページをご参照ください。 本案件は、権利者であります緑区誉田町2丁目に在住の方が、義務者であります、船橋市本町2丁目に在住の方他3名が所有する緑区誉田町2丁目の農地を、経営規模拡大のため、所有権の移転及び賃借権の設定をするものです。 申請地の取得後の作目は、サツマイモ、ラッカセイ、サトイモを用意しております。 事前審査第1班としましては、農地法第3条第2項各号の「全部効率利用要件」、「農作業の常時従事要件」、「地域調和要件」等に適合しており、許可要件の全てを満たしているものと判断し、許可相当と意見決定いたしました。 説明は以上でございます。
議長 (長谷部会長)	ありがとうございました。 ただいまの、事前審査第1班班長の説明について、質問、意見等がありましたら、挙手をもってお願いいたします。
橋本委員	第1項について、説明で多肉植物とありました。農地の中であまり聞いたことがないのですが、どのようなものなのか教えていただきたいです。サボテンのようなものでしょうか。

事務局	観葉目的の植物で、サボテンも多肉植物になります。
橋本委員	第6項について、権利者が87歳と高齢な方なのですが、どのような農作業の形態なのか、また所有権移転の売買で低額なのですが、どうしてこうなるのか情報が入っていれば教えていただきたいです。
事務局	追加で配布しました資料差し替えページをご覧ください。非常に小さな面積の土地で経営規模拡大という形になりますが、権利者の方は隣の土地も耕作しています。後継者はいないということですが、隣の農地も耕しております。 所有権移転の価格については、審査項目ではないところですので、特に事情は把握しておりません。
清宮委員	確認なのですが、1項は多肉植物の農業を専業とすることでしょうか。また2項は他に主たる収入源があるということなのか分かれば教えていただきたいです。
事務局	1項については専業で、2項については兼業になります。
議長 (長谷部会長)	質問、意見等無いようですので、採決いたします。 事前審査第1班班長の説明のとおり、議案第1号について許可することに賛成の方は、挙手願います。
議場	———— 挙手 ————
議長 (長谷部会長)	賛成全員でございますので、議案第1号について許可と決定いたします。
議長 (長谷部会長)	次に、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」を上程いたします。 それでは、事前審査第1班班長、ご説明をお願いします。
事前審査第1班 (齋藤班長)	ご説明いたします。 議案書9ページをご覧ください。 第1項です。 本案件は、第2項と一体案件ですので、一括してご説明いたします。 お手元の資料22ページをご参照ください。

事前審査第1班 (齋藤班長)	本案件は、申請地を貸車両置場用地とするものです。 申請土地は、武石インターチェンジから東に約3キロメートルに位置する農地です。 農地区分は、市街地の区域等から500メートル以内の農地で、10ヘクタール未満の広がりであることから、第2種農地と判断しました。 被害防除については、ブロックを設置し、周囲への影響を防止します。 排水については、雨水を自然浸透で処理します。 事前審査第1班としましては、農地法上の許可基準であります、立地基準、一般基準に適合しており、申請内容等に特に問題は無いものと判断し、許可相当と意見決定いたしました。 説明は以上でございます。
議長 (長谷部会長)	ありがとうございました。 ただいまの、事前審査第1班班長からの説明について、質問、意見等ありましたら、挙手をお願いいたします。 質問、意見等無いようですので、採決いたします。 事前審査第1班班長の説明のとおり、議案第2号について許可することに賛成の方は、挙手願います。
議場	———— 挙手 ————
議長 (長谷部会長)	賛成全員でございますので、議案第2号については、許可と決定いたします。 次に、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程いたします。 事前審査第1班班長、ご説明をお願いします。
事前審査第1班 (齋藤班長)	ご説明いたします。 議案第3号第1項から第5項につきましては、現地調査を実施いたしました。 議案書の10ページをご覧ください。 はじめに第1項です。 お手元の資料23ページから27ページをご参照ください。 資料は位置図、公図、土地利用計画図、融資証明書、融資元の残高証明書を添付しております。

事前審査第1班 (齊藤班長)	本案件は、申請地を建売分譲住宅用地とするため、所有権の移転をするものです。 申請土地は、千葉都市モノレールみつわ台駅から南西に約900メートルに位置する農地です。 農地区分は、駅から1キロメートル以内の農地であることから、第2種農地と判断しました。 被害防除については、ブロックを設置し、土砂の流出等を防止します。 排水については、汚水は污水管に接続し、雨水は浸透施設にて処理後、側溝へ接続します。 他法令関係は、都市計画法に該当し、現在手続き中です。 次に第2項です。 お手元の資料28ページから31ページをご参照ください。 資料は位置図、公図、土地利用計画図、残高証明書を添付しております。 本案件は、申請地を太陽光発電施設用地とするため、所有権の移転をするものです。 申請土地は、千葉都市モノレール千城台駅から東に約1.6キロメートルに位置する農地です。 農地区分は、市街地の区域等から500メートル以内の農地で、10ヘクタール未満の広がりであることから、第2種農地と判断しました。 被害防除対策については、フェンスを設置し、周囲への影響等を防止します。 排水については、雨水を自然浸透で処理します。 議案書の11ページをご覧ください。 次に第3項です。 お手元の資料32ページから35ページをご参照ください。 資料は位置図、公図、土地利用計画図、残高証明書を添付しております。 本案件は、申請地を太陽光発電施設用地とするため、所有権の移転をするものです。 申請土地は、千葉都市モノレール千城台駅から東に約2キロメートルに位置する農地です。 農業公共投資の入ってない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断しました。 被害防除については、フェンスを設置し、周囲への影響等を防止します。 排水については、雨水を自然浸透で処理します。
-----------------------------	---

事前審査第1班 (齊藤班長)	次に第4項です。 お手元の資料36ページから39ページをご参照ください。 資料は位置図、公図、土地利用計画図を添付しております。 本案件は、申請地を貸駐車場・資材置場用地とするため、所有権の移転をするものです。 申請土地は、千葉東金道路高田インターチェンジから南西に約50メートルに位置する農地です。 農地区分は、300メートル以内にインターチェンジがあることから、第3種農地と判断しました。 被害防除については、柵を設置し、周囲への影響等を防止します。 排水については、雨水を自然浸透で処理します。 議案書の12ページをご覧ください。 次に第5項です。 お手元の資料40ページから43ページをご参照ください。 資料は位置図、公図、土地利用計画図、残高証明書を添付しております。 本案件は、申請地を太陽光発電施設用地とするため、所有権の移転をするものです。 申請土地は、JR土気駅から東に約1.3キロメートルに位置する農地です。 農地区分は、市街地の区域等から500メートル以内の農地で、10ヘクタール未満の広がりであることから、第2種農地と判断しました。 被害防除については、フェンスを設置し、周囲への影響等を防止します。 排水については、雨水を自然浸透で処理します。 次に第6項です。 お手元の資料44ページをご参照ください。 本案件は、申請地を駐車場用地とするため、賃借権の設定をするものです。 申請土地は、千葉北インターチェンジから北東に約900キロメートルに位置する農地です。 農地区分は、農業公共投資の入っていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断しました。 被害防除対策については、フェンス、小堰堤を設置し、周囲への影響等を防止します。 排水については、雨水を自然浸透で処理します。 議案書の13ページをご覧ください。 次に第7項です。
-----------------------------	--

事前審査第1班 (齊藤班長)	お手元の資料45ページをご参照ください。 本案件は、申請地を資材置場・駐車場用地とするため、賃借権の設定をするものです。 申請土地は、貝塚インターチェンジから西に約800メートルに位置する農地です。 市街地の区域等から500メートル以内の農地で、10ヘクタール未満の広がりであることから、第2種農地と判断しました。 被害防除については、フェンス、土留めを設置し、周囲への影響等を防止します。 排水については、雨水を自然浸透で処理します。 次に第8項です。 お手元の資料46ページをご参照ください。 本案件は、申請地を太陽光発電施設用地とするため、所有権の移転をするものです。 申請土地は、千葉都市モノレール千城台駅から東に約1.6キロメートルに位置する農地です。 農地区分は、市街地の区域等から500メートル以内の農地で、10ヘクタール未満の広がりであることから、第2種農地と判断しました。 被害防除については、フェンスを設置し、周囲への影響等を防止します。 排水については、雨水を自然浸透で処理します。 議案書の14ページをご覧ください。 次に第9項です。 お手元の資料47ページをご参照ください。 本案件は、申請地を駐車場・資材置場用地とするため、所有権の移転をするものです。 申請土地は、千葉市農政センターから北に約1.7キロメートルに位置する農地です。 農地区分は、農業公共投資の入っていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断しました。 被害防除については、防風林により、周囲への影響等を防止します。 排水については、雨水を自然浸透で処理します。 次に第10項です。 お手元の資料48ページをご参照ください。 本案件は、申請地を専用住宅用地とするため、使用賃借権の設定をするものです。 申請土地は、JR土気駅から北に約700メートルに位置する農地です。
-----------------------------	--

事前審査第1班 (齊藤班長)	農地区分は、駅から1キロ以内の農地であることから、第2種農地と判断しました。 被害防除については、ブロックを設置し、土砂の流出等を防止します。 排水については、汚水は污水管に接続し、雨水は浸透施設にて処理後、側溝へ接続します。 他法令関係は、都市計画法に該当し、現在手続き中です。 事前審査第1班としましては、農地法上の許可基準であります、立地基準、一般基準に適合しており、申請内容等に特に問題は無いものと判断し、許可相当と意見決定いたしました。 説明は以上でございます。
議長 (長谷部会長)	ありがとうございました。 ただいまの、事前審査第1班班長の説明について、質問、意見等ありましたら、挙手をもってお願いします。
橋本委員	第2項及び第3項、第8項について、太陽光発電においては先日の合同会議の際に50キロ以下につきましては100メートル以内の方に説明をすることになっているというお話がありました。その辺をどのようにやられたのか、また地区の推進委員にも説明をしなければいけないと記載されています。その後地区の中で意見がなかったのか、それから推進委員はどのような考えをもって答弁したのかどうかを教えてください。
事務局	太陽光発電施設の事前説明については所管が脱炭素推進課となりますので、説明状況についてはこちらでは把握はしておりません。また説明の対象がFIT法の認定対象になっている太陽光発電設備となっていますので、ご指摘のありました3件については対象にはならないと考えます。
橋本委員	我々農業委員は農地を守ることが使命なので、説明会等においても他の課と連携してどのような意見が出たのか、その中で農業委員会としては判断をしていかなければならないと思います。なので、どのような意見が出てきたのかを把握してもらってこのような場で発表していただいた方が好ましいのではないかと思います。それから、担当地区の推進委員がどのような考え方を持っているのかを聞いていただきたいと思います。 次に、市の方針では代替エネルギーを推進する方向にあると思うのですが、どのようにお考えでしょうか。

事務局	環境部門では再生可能エネルギーの推進をしているところであります。また、世界的にも火力発電を少なくし、代替エネルギーで発電していく動向です。一方で農業部門としては、農地は農地として活用していただくという大前提がありますが、残念ながら地権者の私権に委ねられる部分がありますので、どうしても行政が入りきれない部分があります。許可要件に合わなければ農業委員会のほうで太陽光パネル設置の許可ができないといったところでの制限しか今はできないところであります。 営農型太陽光以外の形で何とかできないかという考えは当然出てくるのかなと思います。 現在試験的に田の上にパネルをかけてデータ等を取っているところがあるのですが、田では比較的良い数値が取れていると聞いています。改良区でもポンプ代等光熱費が上がっている中で田の営農型太陽光発電は未来があるのかなと思います。農政センターでも試験的なことをやる予定であり、そのようなデータを活用しながら農業者の方々にフィードバックして、できれば営農型でうまくやっていけたら良いと思います。 農政部単体の施策としてはこのようなものになろうかと思います。
清宮委員	9項について、理由のところに駐車場と資材置き場とありますが、具体的に何かわかっていたら教えていただきたいです。
事務局	権利者の方は個人事業主の建築業を営む方で、木材や足場材、小型の重機をお持ちとのことでそれを置く形になります。
橋本委員	外国の方はどのような手続きをしたら日本の農地を取得できるのかをわかる範囲で教えていただきたいです。
事務局	土地の取得に関しては基地の近くのような場所等を除いて国籍に関係なく外国の方でも取得できると聞いております。その中で農地に関しては農地法による制限がかかっております。農地を手に入れる場合は農地法3条の許可が必要となっております。3条では農業を営むことができないと許可の対象にならないのですが、日本にいらっしゃって農業を営むことができるのか、外国の方は旅券等によって判断することになります。 具体的に農業を営むことができる在留資格としては、経営管理、永住者、日本人の配偶者、永住者の配偶者、定住者等が想定されます。また活動内容によってはこれ以外の在留資格も考えられるため、権利取得希望者についてその在留資格で農業を営むことが可能であることを出入国

事務局	在留管理庁に確認してもらうようにと通知が国から出ております。在留資格を持っている方で、農作業の常時従事要件と全部効率利用要件を満たしている方が農地を取得することができるというような形になります。
橋本委員	説明をしていただいた中で、農地法３条の場合に常時従事要件と地域調和要件の２つについて一般的に我々が許可をすることになったときにどのようにチェックしたら良いか教えていただきたいです。
事務局	農地法３条の許可にあたって、外国の方に限らず同じ書類で確認される形になります。外国籍の方については、通常書類に加えて、農業を営む在留資格があるか判断ができる書類を提出していただいております。
橋本委員	外国の方で技術体験的に日本に来ておられます。農作業にも携わっているのですが、このような方も先ほどの要件に合致していれば農地の取得はできるのでしょうか。
事務局	要件に合致すれば取得ができるものと思われませんが、実習生の方々の在留資格については経営管理や永住者ということではないものになりますので、その方たちに対して許可を出すことは難しいと思われれます。
秋庭委員	例えば、日本に在留していてその夫婦ともに外国の方で、その父親又は母親のどちらかが日本人の場合、日本でいえば３年間農業資格を取得している方も農地を取得できるのでしょうか。
事務局	その方の在留資格を確認して対象となれば、許可要件に合致するかを判断する形になります。
議長 (長谷部会長)	質問、意見等無いようですので、採決いたします。 事前審査第１班班長の説明のとおり、議案第３号について許可とすることに賛成の方は、挙手願います。
議場	———— 挙手 ————
議長 (長谷部会長)	賛成全員でございますので、議案第３号は、許可と決定いたします。 次に、議案第４号「特定生産緑地に係る農業の主たる従事者証明願について」を上程いたします。 事前審査第１班班長、ご説明願います。

事前審査第1班 (齋藤班長)	ご説明いたします。 議案書の15ページをご覧ください。 第1項は、緑区菅田町1丁目に在住の方が所有している、同町の畑2筆、合計面積1,255平方メートルについて、買取り申出者本人が農業の主たる従事者であったことを、令和6年11月11日の現地調査により、山下推進委員に確認していただきました。 買取り申出の事由は、農業従事者の「故障」によるものです。 第2項は、稲毛区長沼町に在住の方が所有している、同町の畑1筆の一部、面積1,777平方メートルについて、買取り申出者本人が農業の主たる従事者であったことを、令和6年11月26日の現地調査により、竹下推進委員に確認していただきました。 買取り申出の事由は、農業従事者の「故障」によるものです。 事前審査第1班といたしましては、特に問題はないものと判断し、証明書を発行することについて、承認相当と意見決定いたしました。 説明は以上です。
議長 (長谷部会長)	ただいまの、事前審査第1班班長からの説明について、質問、意見等がありましたら、お願いいたします。 質問、意見等ないので、採決いたします。 事前審査第1班長の説明のとおり、承認することに賛成の方は、挙手願います。
議場	———— 挙手 ————
議長 (長谷部会長)	賛成全員でございますので、議案第4号は、承認と決定いたします。 次に、議案第5号「千葉市農用地利用集積計画（案）の決定について」を上程いたしますが、第1項、第18項及び第26項については、農業委員会等に関する法律第31条により、委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項について、議事に参与することができない旨規定されていることから、関係委員にご退室いただいた上で、審議、採決します。 それではまず、第1項の関係委員におかれましては、恐れ入りますが、ご退室をお願いします。
議場	———— 高橋委員退室 ————

議長 (長谷部会長)	それでは初めに、第１項について、事前審査第１班班長、説明をお願いします。
事前審査第１班 (齋藤班長)	ご説明いたします。議案書の１６ページをご覧ください。 本案件は、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第５条第２項の規定に基づき、改正前の農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定により、市長より農業委員会に対して、農用地利用集積計画案の適否についての判断を依頼されたものです。 第１項は、若葉区中野町在住の農家の方が、同区和泉町在住の方が所有する同町の田４筆、合計面積４，１１２㎡に賃借権を再設定するもので、設定期間は３年、権利者の作付品目は水稻です。 本計画（案）は、本市において基本構想に適合するとともに、権利者が経営農地の全てを効率的に利用し、必要な農作業に常時従事するものとして作成されたものです。 事前審査第１班といたしましても、利用権の受け手要件に適合し、改正前の農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件を満たしていると判断されるため、決定相当と意見決定いたしました。 説明は以上でございます。
議長 (長谷部会長)	ありがとうございました。 ただいまの、事前審査第１班班長の説明について、質問、意見等ございましたらお願いします。 質問、意見等ないので、採決いたします。 事前審査第１班班長の説明のとおり、決定することに賛成の方は、挙手願います。
議場	——— 挙 手 ———
議長 (長谷部会長)	賛成全員でございますので、第１項については、原案どおり決定いたします。 それでは、関係委員にご入室いただきます。
議場	——— 高橋委員入室 ———
議長 (長谷部会長)	続いて、第１８項の関係委員におかれましては、恐れ入りますが、ご退室をお願いします。

議場	—— 佐々木委員退室 ——
議長 (長谷部会長)	第 18 項について、事前審査第 1 班班長、説明をお願いします。
事前審査第 1 班 (齋藤班長)	ご説明いたします。議案書の 24 ページをご覧ください。 第 18 項は、若葉区下田町在住の農家の方が、同町在住の方が所有する同町の田 1 筆、面積 3,663 m²に賃借権を新たに設定するもので、設定期間は 6 年、権利者の作付品目は水稻です。従前からの貸付地ですが、借受者が変わるため、新規となります。本計画（案）は、本市において基本構想に適合するとともに、権利者が経営農地の全てを効率的に利用し、必要な農作業に常時従事するものとして作成されたものです。 事前審査第 1 班といたしましても、利用権の受け手要件に適合し、改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると判断されるため、決定相当と意見決定いたしました。 説明は以上でございます。
議長 (長谷部会長)	ありがとうございました。 ただいまの、事前審査第 1 班班長の説明について、質問、意見等ございましたらお願いします。 質問、意見等ないので、採決いたします。 事前審査第 1 班班長の説明のとおり、決定することに賛成の方は、挙手願います。
議場	—— 挙 手 ——
議長 (長谷部会長)	賛成全員でございますので、第 18 項についても、原案どおり決定いたします。 それでは、関係委員にご入室いただきます。
議場	—— 佐々木委員入室 ——
議長 (長谷部会長)	続いて、第 26 項の関係委員におかれましては、恐れ入りますが、ご退室をお願いします。

議場	———— 秋葉委員退室 ————
議長 (長谷部会長)	第 2 6 項について、事前審査第 1 班班長、説明をお願いします。
事前審査第 1 班 (齋藤班長)	ご説明いたします。議案書の 2 8 ページをご覧ください。 第 2 6 項は、今年度、地域計画策定予定の南部土地改良区で実施される貸借であり、義務者が多数のため 3 0 ・ 3 1 ページの借受農地一覧も併せてご覧ください。 緑区椎名崎町所在の農地所有適格法人が、同区中西町在住の方、他 4 5 名が所有する同町、刈田子町、茂呂町、椎名崎町、落井町及び古市場町の田 8 2 筆、合計面積 1 2 5 , 3 1 8 m²に賃借権を新規又は再設定するもので、設定期間は 1 0 年、権利者の作付品目は、水稻です。 本計画（案）は、本市において基本構想に適合するとともに、権利者が経営農地の全てを効率的に利用し、必要な農作業に常時従事するものとして作成されたものです。 事前審査第 1 班といたしましても、利用権の受け手要件に適合し、改正前の農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 3 項の各要件を満たしていると判断されるため、決定相当と意見決定いたしました。 説明は以上でございます。
議長 (長谷部会長)	ありがとうございました。 ただいまの、事前審査第 1 班の説明について、質問、意見等ございましたらお願いします。
議長 (長谷部会長)	質問、意見等ないので、採決いたします。 事前審査第 1 班の説明のとおり、決定することに賛成の方は、挙手願います。
議場	———— 挙 手 ————
議長 (長谷部会長)	賛成全員でございますので、第 2 6 項についても、原案どおり決定いたします。 それでは、関係委員にご入室いただきます。
議場	———— 秋葉委員入室 ————

議長 (長谷部会長)	それでは次に、第3項から第17項、第19項から第25項及び第27項について、事前審査第1班長、説明をお願いします。
事前審査第1班 (齋藤班長)	議案書の17ページをご覧ください。 第3項から18ページの第5項は、権利者が同一のため一括して説明します。 緑区上大和田町所在の農地所有適格法人が、同区下大和田町在住の方、他2名が所有する同町の畑4筆、合計面積3,436㎡に賃借権を再設定するもので、設定期間は6年、権利者の作付品目はイチゴです。 第6項は、花見川区長作町在住の農家の方が、緑区平山町在住の方が所有する若葉区佐和町の畑1筆の一部、面積5,000㎡に賃借権を再設定するもので、設定期間は6年、権利者の作付品目はそばです。 次に19ページをご覧ください。 第7項は、緑区あすみが丘所在の農地所有適格法人が、同区板倉町在住の方が所有する同区大木戸町の畑2筆、合計面積1,652㎡に賃借権を再設定するもので、設定期間は10年、権利者の作付品目は水稻です。申請土地は畑ですが、ハウスを設置して育苗に使用することです。 第8項から、23ページの第16項は、権利者が同一のため一括して説明します。 若葉区下田町所在の農地所有適格法人が、同区谷当町在住の方、他8名が所有する同町、同区更科町、下泉町及び下田町の畑15筆、合計面積11,005㎡に賃借権を新規又は再設定するもので、設定期間は、第13項及び第16項は5年、それ以外は3年で、権利者の作付品目はサトイモ、サツマイモ、ラッカセイです。 24ページをご覧ください。 第17項は、若葉区中野町在住の農家の方が、同町在住の方が所有する同町の田3筆、合計面積3,627㎡に賃借権を新たに設定するもので、設定期間は5年、権利者の作付品目は水稻です。 25ページをご覧ください。 第19項以降は、農地中間管理機構の千葉県園芸協会が実施する農地中間管理事業に係る案件です。 第19項から第20項は、権利者が同一のため一括して説明します。 花見川区畑町所在の農地所有適格法人が、同町在住の方、他1名が所有する同町の畑3筆、合計面積3,466㎡に賃借権を新たに設定するもので、設定期間は5年、権利者の作付品目はコマツナ、ホウレンソウ、ネギです。 26ページをご覧ください。

事前審査第1班 (齋藤班長)	第21項から第22項は、権利者が同一のため一括して説明します。 若葉区中野町在住の農家の方が、同町在住の方、他1名が所有する同町の畑7筆、合計面積5,531㎡に使用貸借権を新たに設定するもので、設定期間は10年、権利者の作付品目は、ニンジン、サツマイモ、ソバです。 27ページをご覧ください。 第23項から28ページの第25項は、権利者が同一のため一括して説明します。 若葉区富田町在住の農家の方が、同町在住の方、他2名が所有する同町の畑4筆、合計面積5,867㎡に賃借権を新たに設定するもので、設定期間は5年、権利者の作付品目は、ブロッコリー、キャベツです。 第25項について、申請土地は畑ですが、賃料は、義務者の要望により、権利者が営農する田で収穫した米で支払うとのことです。 29ページをご覧ください。 第27項は、今年度、地域計画策定予定の南部土地改良区で実施される貸借であり、義務者が多数のため30・31ページの借受農地一覧も併せてご覧ください。 第27項は、緑区古市場町在住の農家の方が、同区おゆみ野在住の方、他7名が所有する同区古市場町、落井町、中西町及び刈田子町の田15筆、合計面積19,317㎡に賃借権を新たに設定するもので、設定期間は10年、権利者の作付品目は、水稻です。 第1項から第27項の合計面積は、193,622㎡です。 本計画(案)は、本市において基本構想に適合するとともに、権利者が経営農地の全てを効率的に利用し、必要な農作業に常時従事するものとして作成されたものです。 事前審査第1班といたしましても、利用権の受け手要件に適合し、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると判断されるため、決定相当と意見決定いたしました。 説明は以上でございます。
議長 (長谷部会長)	ありがとうございました。 ただいまの、事前審査第1班の説明について、質問、意見等ございましたらお願いします。
橋本委員	農業経営基盤強化促進法に基づく貸借の案件である第2項については、地域計画策定に向けた地域協議において、今後、策定対象地域内農地に係る貸借については農地中間管理事業によることとなったため、一旦取り下げて、別途、同事業により手続きを進めるものと理解しています

橋本委員	が、１月総会に諮った場合、貸借の開始はいつになるのでしょうか。
事務局	１月総会に諮った場合は、４月１日付け貸借開始になりますので、一定期間は貸し手に農地が戻るかたちになります。
議長 (長谷部会長)	質問、意見等ないようですので、採決いたします。 事前審査第１班の説明のとおり、決定することに賛成の方は、挙手願います。
議長	—— 挙 手 ——
議長 (長谷部会長)	賛成全員でございますので、第３項から第１７項、第１９項から第２５項及び第２７項についても、原案どおり決定といたします。
議長 (長谷部会長)	次に、議案第６号「農用地利用集積等促進計画案の意見について」を上程いたします。 それでは、事前審査第１班、説明をお願いします。
事前審査第１班 (齋藤班長)	議案書の３２ページをご覧ください。 本案件は、農地中間管理事業の推進に関する法律第１９条第３項の規定により、市長より農業委員会に対して、農用地利用集積等促進計画案についての意見を求められたものです。 意見聴取後、農用地利用集積等促進計画の県の認可を受け、貸借が成立します。 第１項は、緑区大椎町在住の農家の方が、同町在住の方が所有する同町の田１筆、面積１，００３㎡に賃借権を新たに設定するもので、設定期間は５年、権利者の作付品目は、水稻です。 第２項以降は、権利者となる個人又は法人の代表者は、農政センターにおいて「千葉県ニューファーマー育成研修」を受け、栽培技術・知識を習得した方々です。本年１１月には、農政センターにおいて就農準備会を開催し、千葉県千葉農業事務所、千葉みらい農業協同組合、市関係各課の職員により、就農計画について審査したところです。 第２項から３３ページの第４項は、権利者が同一のため一括して説明します。資料４９ページもあわせてご覧ください。

事前審査第1班 (齋藤班長)	花見川区幕張町所在の新規就農希望者が、若葉区古泉町在住の方、他2名が所有する同町及び同区中田町の畑4筆、合計面積4,154㎡に賃借権を新たに設定するもので、設定期間は20年、権利者の作付品目はイチゴです。売り先は、観光農園などを予定しています。 34ページをご覧ください。資料65ページもあわせてご覧ください。 第5項は、花見川区朝日ヶ丘所在の新規就農希望者が、同区畑町在住の方が所有する同町の畑4筆、合計面積4,142㎡に使用貸借権を新たに設定するもので、設定期間は30年、権利者の作付品目はイチゴ、ネギ、キャベツです。売り先は、観光農園、千葉みらい農業協同組合、直売所を予定しています。 第6項から36ページの第9項は、権利者が同一のため一括して説明します。資料84ページもあわせてご覧ください。 緑区あすみが丘東在住の新規就農希望者が、若葉区川井町在住の方、他2名が所有する同町及び同区野呂町の畑5筆及び千葉県園芸協会が中間管理権を取得済みの同区川井町の畑18筆、計23筆、合計面積26,088㎡に賃借権を新たに設定するもので、設定期間は10年、権利者の作付品目はニンジン、サツマイモです。売り先は、千葉みらい農業協同組合を予定しています。第9項は、すでに機構が借り受けている農地について、機構と受け手の貸借が中途解約されたことに伴い、再貸付を行うものであることから、義務者を千葉県園芸協会としております。 事前審査第1班といたしましても、本案件は、「農地中間管理事業の推進に関する法律」第18条第5項第2号に規定する要件を満たしているものと判断いたします。 説明は以上でございます。
議長 (長谷部会長)	ありがとうございました。 ただいまの、事前審査第1班の説明について、質問、意見等ございましたらお願いします。
橋本委員	第6項から第9項について、これは新規就農の方だと思います。説明の中で合計面積が2ヘクタールと経営規模が大きいのではないかと思います。昨今30歳台くらいの方が新規就農を目指していますので、このような方々を市でもバ

橋本委員	ックアップして、経営を開始した後も注意深く見守っていただいてフォローすれば助けになるのではないかと思います。
議長 (長谷部会長)	質問、意見等ないようですので、採決いたします。 事前審査第1班の説明のとおり、決定することに賛成の方は、挙手願います。
議場	—— 挙 手 ——
議長 (長谷部会長)	賛成全員でございますので、議案第6号は、「意見なし」と決定いたします。 以上で審議案件は終了いたしましたので、報告案件について、第1号から第7号までを一括して上程いたします。 事務局より説明願います。
事務局	報告案件について、ご説明いたします。 議案書の38ページをご覧ください。報告第1号 「農地法第3条の3の規定による届出について」は、相続等により農地の権利を取得した旨の届出があったもので、16ページまでに6件ございました。 添付書類も含め完備しておりましたので、全項受理通知書を交付いたしました。 議案書の39ページをご覧ください。報告第2号 「農地法第4条第1項第7号の規定による届出について」は、市街化区域内の農地を転用するため、その旨の届出があったもので、40ページまでに14件ございました。 内容につきましては、記載のとおりでございます。 添付書類も含め完備しておりましたので、全項受理通知書を交付いたしました。 議案書の41ページをご覧ください。報告第3号 「農地法第5条第1項第6号の規定による届出について」は、土地所有者以外の者が市街化区域内の農地を転用するため、その旨の届出があったもので、議案書の45ページまでに32件ございました。 内容につきましては、記載のとおりでございます。 添付書類も含め完備しておりましたので、全項受理通知書を交付いたしました。 議案書の46ページをご覧ください。報告第4号 「農地法第18条第6項の規定による通知について」は、農地所有者と

事務局	借り手の耕作者の双方の合意による賃貸借の解約について農業委員会に通知するもので、1件ございました。 添付書類も含め完備しておりましたので、通知を受理いたしました。 議案書の47ページをご覧ください。報告第5号 「農地法第3条の規定による許可処分の取消願いについて」は、許可処分を受けた当事者が当該許可処分の取消を受けようとするもので、議案書の36ページまでに1件ございました。 添付書類も含め完備しておりましたので、取消許可指令書を交付いたしました。 議案書の48ページをご覧ください。報告第6号 「農地法第5条の規定による許可処分の取消願いについて」は、許可処分を受けた当事者が当該許可処分の取消を受けようとするもので、49ページまでに2件ございました。 添付書類も含め完備しておりましたので、取消許可指令書を交付いたしました。 議案書の50ページをご覧ください。報告第7号 「地目変更登記に係る照会に対する回答について」は、51ページまでに15件ございました。 申請地の現況について、農地であるか非農地であるか法務局から照会があったもので、農業委員による現地調査を行いました結果、いずれも、内容につきましては、記載のとおりであり、法務局に回答済みでございます。 報告案件につきましては、以上でございます。
議長 (長谷部会長)	ただいまの報告第1号から第7号について、質問、意見等ございましたらお願いいたします。 質問、意見等無いようです。 これらは報告案件でございますので、ご承認いただきたいと存じます。 以上をもちまして、令和6年度第9回千葉市農業委員会総会を閉会いたします。 委員の皆様には、大変お忙しい中、慎重審議を賜りまして、ありがとうございました。
	閉 会 (午前11時20分)

